

自転車Q&A④



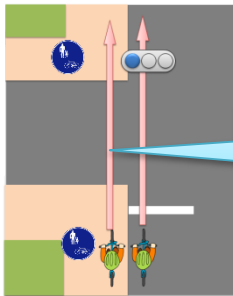
～自転車の従う信号機～

自転車は“車両”ですので基本的には車両用の信号機に従って走行することとなります。しかし、横断歩道に歩行者がないなどのため横断歩道を通行する場合等は、歩行者用の信号機に従うこととなります。以下に、自転車の従う信号機についてまとめました。

Q 自転車は『車両用』『歩行者用』どちらの信号機の信号を守ればいい？

A 状況によって異なります。
大きく分けて3つのパターンがあります。

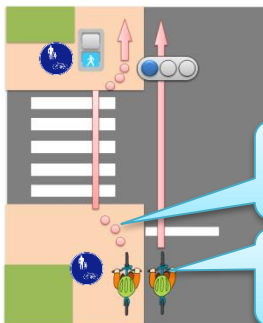
パターン① 歩行者用の信号機がない場合



車両用の
信号機に従う

車両用の信号機に従うこととなります。
この場合、歩行者であっても車両用の信号機に従わなければいけません。

パターン② 歩行者用の信号機があり、『歩行者及び自転車専用』の標示がない場合



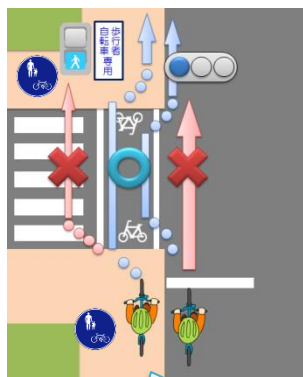
横断歩道
⇒ 歩行者用
に従う

車道
⇒ 車両用
に従う

- 横断歩道を走行 ⇒ 歩行者用の信号機
 - 車道を走行 ⇒ 車両用の信号機
- に従うこととなります。

自転車は、横断歩道を通行できますが、横断歩道は歩行者の横断のための場所ですので、横断中の歩行者がないなど歩行者の通行を妨げるおそれのない場合を除き、乗車したまま通行してはいけません。

パターン③ 歩行者用の信号機があり、『歩行者及び自転車専用』の標示がある場合



歩行者用の信号機に従い、自転車横断帯を走行

歩行者用の信号機に従い、自転車横断帯により横断することとなります。

- 交差点に自転車横断帯があるときは、自転車は、その自転車横断帯を進行しなければいけません。
(法第63条の7第1項)
 - 自転車は、自転車横断帯がある場所の付近では、その自転車横断帯によって横断しなければいけません。
(法第63条の6)
- (罰則 … 2万円以下の罰金又は科料
(警察官等の指示に従わなかった者))